

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類  
(吸収合併に係る事前開示事項)

2023 年 2 月 10 日

東京瓦斯株式会社

2023年2月10日

## 吸収合併に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役社長 内田高史

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、2023年2月1日付で当社の完全子会社であるテージープラス株式会社（以下、「消滅会社」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下、「本件合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件合併に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

#### 2. 合併の対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

#### 3. 消滅会社の新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 消滅会社について次に掲げる事項

##### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

##### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

##### (3) 最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 当社の最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得のための市場買付を以下のとおり実施しました。なお、2022年6月23日までの買付をもって、2022年4月27日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2022年5月9日～2022年6月23日（約定ベース）
- ② 買付株式数 6,121,500株
- ③ 買付総額 15,999百万円
- ④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2022年7月27日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

- ① 消却する株式の種類 当社普通株式
- ② 消却する株式数 6,121,500株
- ③ 消却実施日 2022年8月16日

(3) 子会社株式の譲渡

当社は2022年10月7日付で、当社の豪州子会社であるTokyo Gas Australia Pty Ltdの子会社5社（4プロジェクト）を米国EIG Global Energy Partners, LLCの子会社MidOcean Energy Holdings Pty Ltd（以下「MidOcean」）に譲渡することに合意し、同社と株式譲渡契約を締結しました。

① 株式譲渡の理由

当社は、2003年以降、5件の豪州LNGプロジェクトへ参画し、LNG上流権益の保有事業を拡大してまいりましたが、当社の最適な資産ポートフォリオの構成を勘案した結果、以下の連結子会社の全株式をMidOceanに譲渡することが適切であると判断しました。

② 株式譲渡の相手先の名称

MidOcean Energy Holdings Pty Ltd

③ 株式譲渡実行予定日

2023年3月（予定）

④ 譲渡対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Tokyo Gas Pluto Pty Ltd（以下、Pluto）	ガス田開発、LNG・コンデンセートの生産・販売事業
Tokyo Gas Gorgon Pty Ltd（以下、Gorgon）	
Tokyo Gas QCLNG Pty Ltd（以下、QCLNG）	
Tokyo Gas Ichthys Pty Ltd（以下、Ichthys）	
Tokyo Gas Ichthys F&E Pty Ltd（以下、Ichthys F&E）	

⑤ 譲渡株式所有割合及び譲渡後の所有株式数

名称	Pluto	Gorgon	QCLNG	Ichthys	Ichthys F&E
譲渡株式所有割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
譲渡後の所有株式数	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)

⑥ 留意事項

本株式譲渡につきましては、事前に豪州政府の承認が必要な他、各プロジェクトパートナーとの契約上複数の条件があり、それらが満たされない等の場合には、プロジェクトの一部または全部についてMidOcean への譲渡が実行されない可能性があります。当該事象が2023年3月期の連結業績に与える影響は現在精査中です。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以上

別紙1  
吸収合併契約の内容



吸収合併契約書



存続会社 : 東京瓦斯株式会社  
消滅会社 : ティージープラス株式会社





## 吸収合併契約書

東京瓦斯株式会社（以下「存続会社」という。）及びティーjeeプラス株式会社（以下「消滅会社」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（合併の方法）

1. 存続会社及び消滅会社は、存続会社を吸収合併存続会社、消滅会社を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）して、存続会社は存続し、消滅会社は解散する。
2. 本合併にかかる存続会社及び消滅会社の商号及び住所は、次のとおりである。
  - (1) 存続会社  
商号：東京瓦斯株式会社  
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号
  - (2) 消滅会社  
商号：ティーjeeプラス株式会社  
住所：東京都港区海岸一丁目5番20号

### 第2条（本合併の効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和5年4月1日とする。但し、存続会社及び消滅会社は、本合併の手続進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等）

存続会社は、本合併に際して、消滅会社の株主に対して金銭等の交付は行わない。

### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により存続会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

### 第5条（本契約の承認等）

存続会社及び消滅会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する機関決定、並びに債権者保護手続その他法令により必要となる手続を行うものとする。

### 第6条（権利義務の承継）

存続会社は、効力発生日において、消滅会社の資産、負債、契約上の地位、雇用関係及びその他一切の権利義務を承継する。

### 第7条（会社財産の善管注意義務等）

存続会社及び消滅会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に存続会社及び消滅会社が協議の上、これを実行する。

### 第8条（本契約の解除等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、存続会社又は消滅会社の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、存続会社及び消滅会社に



よる協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める存続会社及び消滅会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合は、その効力を失う。

第10条（本契約規定以外の条項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、存続会社及び消滅会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、存続会社及び消滅会社が記名押印の上、存続会社が保有する。

令和5年2月1日

存続会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号  
東京瓦斯株式会社  
代表執行役 内田 高史



消滅会社 : 東京都港区海岸一丁目5番20号  
ティージープラス株式会社  
代表取締役 竹内 敦則





別紙 2

消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

# 第10期計算書類

自 2021年4月1日から

至 2022年3月31日まで

ティージェープラス株式会社

# 1. 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	38,128,651	<b>【流動負債】</b>	37,069,728
現金及び預金	12,518,870	親会社CMS短期借入金	14,805,225
未収入金	9,991,451	未払金	4,826,172
未着品	17,549	未払費用	1,786,782
貸与品代	7,585,084	未払事業所税	52
貸与備船料	406,640	預り品代	6,764,454
商品スワップ債権	7,609,054	預り備船料	1,275,444
		賞与引当金	2,542
		商品スワップ債務	7,609,054
<b>【固定資産】</b>	83,778	負債の部合計	37,069,728
<b>【投資その他の資産】</b>	83,778	(純資産の部)	
投資有価証券	83,778	<b>【株主資本】</b>	1,142,701
		資本金	60,000
		利益剰余金	1,082,701
		その他利益剰余金	1,082,701
		繰越利益剰余金	1,082,701
		純資産の部合計	1,142,701
資産の部合計	38,212,430	負債及び純資産の部合計	38,212,430

## 2. 損益計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

(単位：千円)

科目	金額	
<b>【売上高】</b>		
売上高	79,097,379	
売上高合計		79,097,379
<b>【売上原価】</b>		
仕入高	78,899,749	
仕入高合計	78,899,749	
売上原価		78,899,749
売上総利益		197,629
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販売費及び一般管理費	36,976	
販売費及び一般管理費合計		36,976
営業利益		160,653
<b>【営業外収益】</b>		
受取利息	900	
受取配当金	1,300	
為替差益	1,525,617	
雑収入	18,500	
営業外収益合計		1,546,318
<b>【営業外費用】</b>		
支払利息	11,538	
営業外費用合計		11,538
経常利益		1,695,432
<b>【特別損失】</b>		
商品売買代金精算損	2,125,975	
特別損失合計		2,125,975
税引前当期純損失		430,543
法人税、住民税及び事業税		180
当期純損失		430,723

### 3. 株主資本等変動計算書

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

(単位：千円)

	株主資本			純資産 合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	60,000	1,513,424	1,573,424	1,573,424
当期変動額				
当期純損失	-	430,723	430,723	430,723
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	▲430,723	▲430,723	▲430,723
当期末残高	60,000	1,082,701	1,142,701	1,142,701



## 4. 個別注記表

自 2021年4月1日

至 2022年3月31日

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、その他有価証券に関し、市場価格の無いものについては、移動平均法による原価法によっております。

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### (2) 引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期の負担相当額を計上しております。

#### (3) 収益及び費用の計上基準

LNGの販売収益は、主に卸売による販売であり、顧客との販売契約に基づいてLNGを引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、LNGを引き渡す一時点において、顧客がLNGに対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

### 3. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記の(3)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

-

短期金銭債務

1,785,041千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	77,090,136 千円
仕入高	25 千円
販売費及び一般管理費	24,156 千円
営業取引以外の取引による取引高	2,137,514 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	1,200 株
------	---------

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、東京ガス株式会社の管理する CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）からの借入により資金を調達しております。

借入金の用途は運転資金であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、未収入金、商品スワップ債権、親会社CMS短期借入金、未払金、未払費用、商品スワップ債務については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

投資有価証券（貸借対照表計上額83,778千円）は、市場価格のない株式等であることから、注記を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	東京ガス株式会社	被所有 直接 (100%)	LNG 販売	LNG 販売	78,875,178	売掛金	-
				LNG 販売 (一時金精算)	▲3,911,017	未払費用	1,785,041
親会社 の 子会社	東京エレクトロニクス ジータンカー 株式会社	なし	LNG 輸送	運賃	5,858,005	未払金	-
				備船料	4,233,048	未払金	710,317
						未収入金	429,628
冷却用 LNG 代金支払	331,483	未払金	-				

				冷却用 LNG 代金収入	161,150	未収入金	-
				燃料費 (ヒール) 精算	431,979	未収入金	77,352
親会社 の子会社	テイジー グローバル トレーディング 株式会社	なし	LNG 購入・ 販売・仲介	業務委託	17,631	未払金	2,971
				品代	2,828,972	未払金	-
				代理仲介売買	5,439,577	未収入金	4,039,342
				商品スワップ	3,099,727	商品スワップ債 権	3,099,727
						商品スワップ債 務	3,099,727

取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 価格その他の取引条件は市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。
- (2) LNG 販売価格に転嫁しない費用を別途精算する旨の契約等を締結の上で決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- ・ 1株当たり純資産額 952,251円20銭
- ・ 1株当たり当期純損失金額 ▲358,935円88銭

10. その他の注記

- (1) 商品売買代金精算額は、LNG 売買契約に基づく精算額を特別損失として計上しております。
- (2) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

以上

## 第 10 期 附属明細書（計算書類関係）

自 2021年4月1日から  
至 2022年3月31日まで

ティージェープラス株式会社

## 第10期附属明細書(計算書類)

自 2021年4月1日から

至 2022年3月31日まで

### 1. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	—	2,542	—	2,542

### 2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
給料手当	23,301	
賞与手当	6,107	
通信費	272	
銀行手数料	435	
支払手数料	145	
貸借料	854	
保険料	100	
租税公課	106	
顧問料等	5,517	
雑費	135	
計	36,976	

以上

---

# 第10期事業報告

自 2021年4月1日から

至 2022年3月31日まで

ティージェープラス株式会社

## 第10期事業報告

自 2021年4月1日から  
至 2022年3月31日まで

### 1. 企業の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当社は2018年5月にST Cove Point LLCより米国産LNGの購入(FOB)を、6月に東京ガス株式会社への販売(DES)を開始いたしました。

2019年度からは、東京ガス株式会社への販売だけではなく、当社グループのアライアンスパートナーである英国Centrica LNG Company Limited.並びに独国RWE Supply & Trading GmbHと地域スワップ取引を開始し、仕向地自由玉を活用した当社グループの輸送費低減に向け取り組んでおります。

2021年度は、兄弟会社であるティージーグローバルトレーディング株式会社へ2カーゴ販売し、グループ全体の利益最大化に寄与いたしました。

最終的に2021年度は、地域スワップ14カーゴを含む19カーゴを東京ガス株式会社へ販売し、売上高790億円を計上いたしました。

#### (2) 資金調達等についての状況

当社は親会社である東京ガス株式会社からの融資(CMS短期借入金)を受けておりますが、当期は、41.8億円の新規調達を実施しました。

#### (3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

	第7期 (2018年度)	第8期 (2019年度)	第9期(前期) (2020年度)	第10期(当期) (2021年度)
営業収益	68,356,821	76,898,470	68,395,099	79,097,379
営業利益又は損失	959,731	▲531,909	2,051,299	160,653
経常利益又は損失	943,584	▲738,124	2,240,467	1,695,432
当期純利益又は損失	636,456	▲769,144	1,702,734	▲430,723
1株当たり 当期純利益又は損失	530,380円42銭	▲640,953円91銭	1,418,945円4銭	▲358,935円88銭
総資産	12,652,802	16,302,276	21,865,329	38,212,430
純資産	639,835	▲129,309	1,573,424	1,142,701
1株当たり 純資産	533,195円94銭	▲107,757円96銭	1,311,187円8銭	952,251円20銭

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

2022年度もコープポイントプロジェクトからのLNG購入・販売、および地域スワップをはじめとするトレーディング事業の一端を担い、東京ガスグループの原料費低減に貢献しうよう、財務体質強化を含め安定的かつ円滑な事業運営を行う。

(5) 主要な事業内容

LNG販売事業

(6) 事業所並びに使用人の状況

本 社 東京都港区海岸 1-5-20

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
15名	+6名	37.5	1.5

(7) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は東京ガス株式会社で、同社は当社株式を1,200株（出資比率100%）保有しています。

② 親会社との間の取引に関する事項

i 取引の内容

当社は主に親会社が使用するLNGの購入並びに販売を行っております。また、親会社からLNG調達に係る運転資金として短期借入を行っております。

ii 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引に当たっては、市場価格等を勘案して交渉を行い、当該取引の必要性、取引条件が第三者との通常取引と著しく相違しないこと等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

iii 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会判断およびその理由

当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常取引に照らし当社に不利でないことを確認したことから、当社の利益を害しないと判断しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

当社の親会社である東京ガス株式会社を借入先として、2021年度末時点で148億5百万円の借入を行っております。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 20,000株

(2) 発行済株式総数 1,200株

(3) 株 主 数 1名

(4) 大 株 主

東京ガス株式会社 1,200株（100%）



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 氏名、地位及び担当、重要な兼職の状況

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
竹内 敬則	代表取締役	東京ガス株式会社執行役員原料部長
円城寺 慶太	取締役	東京ガス株式会社原料部 LNG トレーディンググループマネージャー
幸喜 滝典	取締役	東京ガス株式会社最適化戦略部エネルギー需給総務グループマネージャー
南 琢	監査役	東京ガス株式会社執行役員財務部長

(注) 幸喜 滝典氏は 2022 年 3 月 31 日付で取締役を退任し、鳥居 敬氏が 2022 年 4 月 1 日付で取締役就任しております。

#### (2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額		
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取締役	3 名	7,299 千円	-	-
監査役	1 名	1,437 千円	-	-

#### (3) 報酬等に関する定款の定め

定めを設けた日	内容	定めに係る会社役員数
2013 年 2 月 21 日	報酬等は、株主総会の決議によって定める	4 名

#### (4) 役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第 430 条の 3 に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる争訟費用・損害賠償金を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役および監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

### 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 会計監査人の報酬等の額

名称	報酬等の額
あずさ監査法人	3,000 千円

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 5-1 業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- ① 東京ガスグループにおけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守する。
- ② 取締役会は、取締役会規則に基づき、内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- ③ 業務執行にあたる取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
- ④ 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
- ⑤ 取締役の職務執行に対し、監査役が取締役の職務執行を監査する体制を確保する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

#### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。また、同規則に基づき、取締役会を原則として3ヶ月に1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、職責権限規則において、それぞれの責任者、およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ③ 代表取締役は、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、東京ガス株式会社が定められたリスク統制規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
- ② 投資、出資、融資および債務保証に関する案件に対しては、採算性およびリスク評価を行い、その結果を踏まえて取締役会に付議する。
- ③ 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
- ④ 社内各部門が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握すると共に、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制を整備する。

#### (5) 使用人の職務執行が法令・定款・その他のルールに適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の適切な整備・運用を推進するため、法令・定款違反その他コンプライア

ンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として、「東京ガスコンプライアンス相談窓口」の設置を周知する。

- ② 当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況については、監査役がこれを監査し、問題があると認めるときは、その改善を求めることができる体制とする。
- (6) 東京ガス株式会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 東京ガスグループの「企業行動理念」および「私たちの行動基準」等の遵守、および業務の適正を確保するために必要な諸規則を制定する。また、取締役および監査役は、業務の適正を確保するために善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ② 東京ガス株式会社が定めた子会社管理規則に従い、株主権行使に関する事項等重要事項についての同社の承認を受け、または報告等を行う。
  - ③ 東京ガス株式会社の管理その他の点が、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認められた場合には、同社コンプライアンス部等適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、取締役および監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
  - ④ 監査役が、東京ガス株式会社監査役および同社監査部と密接な連携を保ち、効率的かつ有効な監査を実施できる体制とする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
- ① 監査役が、監査役の職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役および使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
  - ② 監査役が、随時、取締役と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要情報に関する情報を入手できること、を保証する。
  - ③ 監査役が、東京ガス株式会社監査役、および同社監査部と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- 5-2 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- (1) 当社の取締役の職務執行については、親会社が定めた「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を遵守するとともに、各種の社内規則に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。
  - (2) 取締役会は、親会社が定めたリスク管理規則に基づき業務執行に係る重要リスクを特定し、毎年当該重要リスクおよびその対策を見直しております。このほかリスクを含む重要な案件について、取締役会で審議を行っております。

(3) 監査役は、取締役会に出席し、取締役等との意見交換を通じて、業務の適正を確保するための体制を確認しております。

以上

# 第10期事業報告（附属明細書）

自 2021年4月1日から  
至 2022年3月31日まで

ティージェープラス株式会社

記載事項はありません。

## 監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、使用人、親会社の監査役及び内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受けました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該

内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月2日

ティージープラス株式会社

監査役 南 勇南



## 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

ティージープラス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 相澤 尚也

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ティージープラス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上